

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年4月13日（令和5年（行情）諮問第321号）

答申日：令和5年11月22日（令和5年度（行情）答申第465号）

事件名：行政文書ファイル「令和2年度行事に関する文書」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる32文書（以下、順に「文書1」ないし「文書32」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年12月8日付け防官文第23008号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

決定通知書第2項記載の不開示部分は、いずれも法5条各号に規定される不開示情報にあたらぬと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「Webサイト「e-Gov」で公開されている行政文書ファイル管理簿に登載されている行政文書ファイルの内、「令和2年度行事に関する文書」と題する行政文書ファイル（府省名が防衛省、作成・取得年度等が2020年度、大分類が監理・総務、中分類が総務、作成・取得者が防衛省陸上自衛隊西部方面隊第8師団奄美警備隊本部中隊長、起算日が2021年4月1日、保存期間が1年、保存期間満了日が2022年3月31日、媒体の種別が紙、保存場所が書庫、管理者が防衛省陸上自衛隊西部方面隊第8師団奄美警備隊本部中隊長、保存期間満了時の措置が廃棄であるもの）に編綴された行政文書すべて。」の開示を求めるものである。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例

を適用し、まず、令和4年4月15日付け防官文第7498号により、別紙に掲げる文書10の1ページ目について、法9条1項に規定に基づく開示決定処分を行った後、同年12月8日付け同第23008号により、別紙に掲げる文書1ないし文書9、文書11ないし文書32のそれぞれ全て及び文書10の1ページ目を除く部分（本件対象文書）について、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2のとおり、原処分の取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年4月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月15日 審議
- ④ 同年10月27日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 自衛隊の態勢、能力等に関する情報

別表の番号1ないし30に掲げる不開示部分には、自衛隊の組織・編

成，運用，訓練及び施設の配置に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は，これを公にすることにより，自衛隊の態勢，能力及び練度等が推察され，自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，不開示としたことは妥当である。

(2) 国の機関の事務に関する情報

別表の番号31に掲げる不開示部分には，メールアドレスが記載されていると認められる。

当該部分は，これを公にすることにより，いたずらや偽計等に使用され，国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を及ぼすおそれがあると認められるので，法5条6号柱書きに該当し，不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，不開示とされた部分は，同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫，委員 田村達久，委員 野田 崇

別紙（本件対象文書）

- 文書1 令和2年5月奄美駐屯地朝礼実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第18号。令和2年4月13日）
- 文書2 奄美警備隊休暇前点検実施に関する奄美警備隊日日命令（奄美警日命第15号。令和2年4月14日）
- 文書3 令和2年5月奄美駐屯地朝礼実施に関する奄美駐屯地日日命令の変更に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第19号。令和2年5月7日）
- 文書4 令和2年6月奄美駐屯地朝礼実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第22号。令和2年5月26日）
- 文書5 令和2年7月奄美駐屯地朝礼実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第25号。令和2年6月24日）
- 文書6 奄美警備隊休暇間即応点検実施に関する奄美警備隊日日命令（奄美警日命第22号。令和2年7月6日）
- 文書7 令和2年8月奄美駐屯地朝礼実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第30号。令和2年7月9日）
- 文書8 新隊員特技課程等教育修了式参加及び現況把握実施に関する奄美警備隊一般命令（奄美警般命第31号。令和2年8月28日）
- 文書9 部外行事（くれないの塔慰霊祭）への参加について（通達）（奄美警第770号。令和2年8月19日）
- 文書10 令和2年度奄美駐屯地家族等交流行事实施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第34号。令和2年8月18日）（1ページを除く。）
- 文書11 令和2年9月奄美駐屯地朝礼実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第36号。令和2年8月31日）
- 文書12 令和2年10月奄美駐屯地朝礼実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第38号。令和2年9月24日）
- 文書13 第3四半期駐分屯地環境整備週間の設定について（通達）（奄美駐第170号。令和2年10月6日）
- 文書14 武器学校が実施する部隊視察に対する支援について（通達）（奄美駐第171号。令和2年10月6日）
- 文書15 令和2年11月奄美駐屯地朝礼実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第41号。令和2年10月26日）
- 文書16 臨時駐屯地朝礼実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第46号。令和2年11月18日）
- 文書17 令和2年12月奄美駐屯地朝礼実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第47号。令和2年12月2日）

- 文書18 奄美駐屯地瀬戸内分屯地開設2周年記念行事実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第4号。令和3年1月25日）
- 文書19 令和2年度駐屯地等年末点検実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第48号。令和2年12月4日）
- 文書20 令和3年奄美駐屯地成人行事実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第50号。令和2年12月10日）
- 文書21 令和3年1月奄美駐屯地朝礼実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第53号。令和2年12月17日）
- 文書22 令和3年奄美駐屯地成人行事実施に関する奄美駐屯地日日命令の取消しに関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第52号。令和2年12月17日）
- 文書23 令和2年12月奄美駐屯地朝礼実施に関する奄美駐屯地日日命令の取消しに関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第51号。令和2年12月16日）
- 文書24 令和3年2月奄美駐屯地朝礼実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第20号。令和2年1月27日）
- 文書25 部外行事支援実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第3号。令和3年1月25日）
- 文書26 職場体験学習実施について（通達）（奄美駐第17号。令和3年1月25日）
- 文書27 令和3年3月奄美駐屯地朝礼実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第9号。令和3年3月3日）
- 文書28 最先任上級曹長交代式実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第10号。令和3年3月4日）
- 文書29 離任式実施に関する奄美警備隊日日命令（奄美警日命第11号。令和3年3月5日）
- 文書30 着任式実施に関する奄美警備隊日日命令（奄美警日命第13号。令和3年3月15日）
- 文書31 臨時駐屯地朝礼実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第11号。令和3年3月19日）
- 文書32 令和2年度後期転入者家族等説明会の実施に関する奄美駐屯地日日命令（奄美駐日命第12号。令和3年3月26日）

別表（不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 ページ， 3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	文書 2	2 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	文書 3	1 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4	文書 4	1 ページ， 3 ページ， 5 ページ及び 6 ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
5	文書 5	1 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害す

			るおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
6	文書6	2ページ及び4ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7	文書7	1ページ及び4ページないし6ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
8	文書10	2ページの一部	自衛隊の運用及び訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
9	文書11	1ページ及び4ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10	文書12	1ページ、3ページ及び5ページないし8ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害す

			るおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 1	文書1 4	1 ページ及び2 ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 2	文書1 5	3 ページ、5 ページ及び6 ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 3	文書1 6	3 ページ、4 ページ、6 ページ及び8 ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 4	文書1 7	1 ページ、3 ページ、5 ページ及び6 ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 5	文書1 8	4 ページ、1 2 ページないし1 4 ページ及び1 7 ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

16		9ページ及び10ページのそれぞれ一部	自衛隊の施設の配置に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
17	文書19	1ページの一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
18		2ページ、4ページ及び14ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
19		5ページの一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力が推察されるとともに、自衛隊の施設の配置に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
20		6ページないし13ページのそれぞれ一部	自衛隊の施設の配置に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害す

			るおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
21	文書20	1ページ、4ページ及び5ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
22	文書21及び24	1ページ及び4ページないし6ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
23	文書27	1ページ、3ページ及び6ページないし9ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
24	文書28	1ページ、4ページ及び5ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
25	文書29	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

26	文書30	1枚目, 4枚目, 5枚目, 41枚目及び54枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
27		42枚目, 45枚目ないし49枚目, 51枚目, 52枚目及び55枚目ないし58枚目のそれぞれ一部	自衛隊の施設の配置に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の防御能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
28		44枚目及び50枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢が推察されるとともに, 自衛隊の施設の配置に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の防御能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
29	文書31	1ページ, 3ページ及び6ページないし9ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
30	文書32	1ページ及び4ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害す

			るおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
31		3ページの一部	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を及ぼすなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。